

## 第6部 津波対策

### 第1章 津波対策の基本

津波防災体制の整備に係る諸事業及び津波注意報、津波警報又は大津波警報（以下「津波警報等」という。）が発表された場合の体制等について、必要な事項を定めています。

なお、海外等遠隔地を震源域とする地震により津波警報等が発表された場合にも、この計画を準用します。

#### 第1節 津波の予測

国の中央防災会議において、「今後、地震・津波の想定を行うにあたっては、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を検討していくべき」との考え方が示され、更に津波対策を構築するにあたっては、減災レベルの津波、防護レベルの津波を想定することが基本とされました。

#### 第2節 減災レベルの津波の想定

本市における津波の想定は、平成23年度に神奈川県が設置した津波浸水想定検討部会で想定した津波を用いることとします。

このうち、津波避難対策の対象とする減災レベルの津波は、本市に最大の浸水域及び浸水深が予測されている「慶長型地震」による津波とします。

#### 第3節 防護レベルの津波の想定

東日本大震災以降、神奈川県が公表している津波浸水予測図によれば、慶長型地震以外の地震による津波でも市域が浸水することが予測されており、県など関係自治体と協議を進め、防護レベルの津波は、「元禄型関東地震」による津波の想定とします。

#### 第4節 津波による被害

本市が減災レベルの津波として想定している「慶長型地震」による津波では、沿岸区を中心として、津波による死者が595人、全壊建物が412棟、半壊建物が26,600棟、道路や鉄道も浸水の影響を何らかの形で受ける区間が多数発生すると想定されています。

##### 1 中区における津波浸水による建物被害想定

（慶長型地震）

	全壊	半壊
中区	2棟	3,725棟

##### 2 中区における津波浸水による人的被害想定

（慶長型地震）

	発生時間	津波影響人口	津波による死者数
中区	5時発生	13,904人	39人
	12時発生	57,624人	155人
	18時発生	42,616人	115人

## 第2章 災害予防等

### 1 減災レベルの津波に対する災害予防対策

#### (1) 津波避難場所・施設の指定

浸水が予測されている区域から、安全な高台や建物におおむね10分以内に避難できるよう、地域と連携しながら、津波避難場所・津波避難施設の確保に努めます。

#### (2) 情報伝達手段の整備

津波警報等が発表された場合、避難対象区域周辺にいる住民や観光客等に迅速な周知を可能とするため、防災スピーカー、防災情報Eメール、Yahoo!防災情報、緊急速報メール、広報車など複合的な手段を用いた広報活動に努めます。

#### (3) 防災意識の啓発

「津波からの避難に関するガイドライン」や津波避難情報板、海拔標示などを活用し、防災訓練、講演会等のあらゆる機会を捉えて、津波に関する正しい知識、防災意識の高揚、津波対策の周知等を広報します。

#### (4) 訓練

平常時から、津波に対して早期かつ迅速に避難・退避できるよう、避難に適した経路や高台、建物などを把握するための避難訓練などを時間や季節など様々なケースを想定しながら実施します。そのことにより、地域と連携した防災意識の高揚を図るとともに、市内外から沿岸部等に訪れる人への避難行動の啓発を行います。

### 2 防護レベルの津波に対する災害予防対策

防護レベルの津波に対しては、これまでの高潮対策の状況、河川や水路への津波の遡上に対する検討等を踏まえ、港湾区域、漁港区域、河川区域それぞれにおいて、対策が必要な地区における適切な防護手法を検討し、被害を防ぎます。

### 3 地域防災拠点の代替施設

「慶長型地震」の津波の浸水域では、1か所の地域防災拠点が、津波被害により使用できない可能性があるため、代替施設を指定し、震災時の避難場所を確保します。

避難対象区域の地域防災拠点	代替施設
横浜吉田中学校	横浜山手中華学校

## 第3章 災害応急対策等

### 第1節 津波警報等発表時の措置

#### 1 津波警報等又は津波予報の発表

- (1) 気象庁は、津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分（※一部の地震については最速2分以内）を目標に津波警報等を発表します。

	予想される津波の高さ		避難行動
	発表する値	巨大地震の場合の表現	
大津波警報	10m 超	巨大	◆ 沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルに避難してください。 ◆ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。
	10m		
	5m		
津波警報	3m	高い	
津波注意報	1m	(表記しない)	◆ 海の中にいる人は直ちに海から上がって海岸から離れてください。 ◆ 津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしないでください。

#### (2) 津波予報区

本市の沿岸部が属する津波予報区は、東京湾内湾で次の範囲となっております。

千葉県(富津岬西端以北の東京湾沿岸に限る。)  
 東京都(特別区に限る。)  
 神奈川県(観音崎東端以北の東京湾沿岸に限る。)



#### 2 防災体制

##### (1) 災害対策本部等の設置

地震の発生等により災害対策本部が設置されている場合は、その体制とし、災害対策本部を設置するに至らない場合（市域に地震による揺れがなかった場合等）は、次の体制とします。

津波予報の種別	市	区
津波注意報が発表されたとき（東京湾内湾）	市災害対策警戒本部	区災害対策警戒本部
津波警報が発表されたとき（東京湾内湾）	市災害対策本部	区災害対策本部
大津波警報が発表されたとき（東京湾内湾）		

##### (2) 災害対策本部等の廃止

- ア 津波警報等の解除が発表されたとき  
 イ 津波による被害の応急対策が概ね完了したとき

##### (3) 警戒本部の構成区局及び配備体制

津波注意報に伴う警戒本部の構成区局は、原則として次のとおりとします。

局	政策局、総務局、環境創造局、港湾局、消防局、道路局
区	鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、保土ヶ谷区、磯子区、金沢区

### 3 津波警報等及び津波予報の収集、伝達

危機管理室より津波警報等及び横浜地方気象台の発表する地震・津波情報等の伝達を受けたときは、構内放送、広報車等を活用し、区民に対して迅速かつ確実に伝達を行います。なお、中区内には、津波警報や避難情報を広報する「津波警報伝達システム」が20箇所設置されています。

## 第2節 避難対策等

### 1 避難指示

原則として、津波警報又は大津波警報が発表された場合は避難指示を発令することとします。

避難指示は、防災スピーカー、Ｌアラート、防災情報Ｅメール、Yahoo!防災情報、緊急速報メール、サイレン、広報車、ヘリコプター、報道機関への発表、地域への連絡などあらゆる手段を活用して、伝達します。

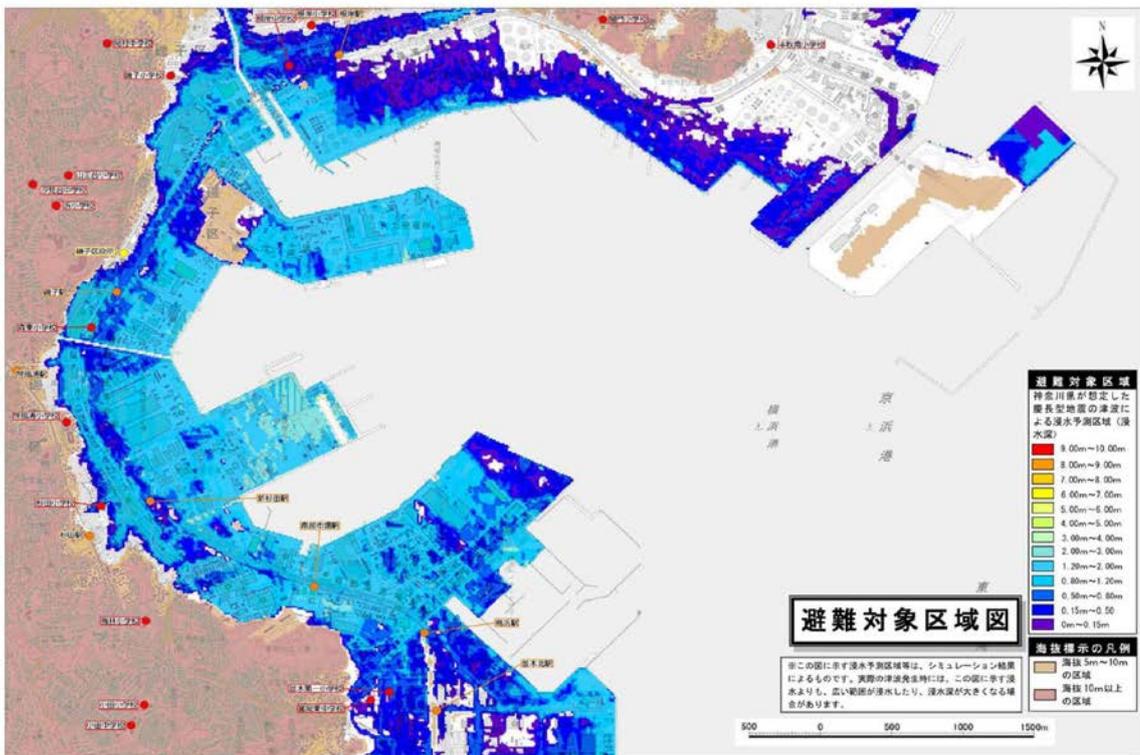
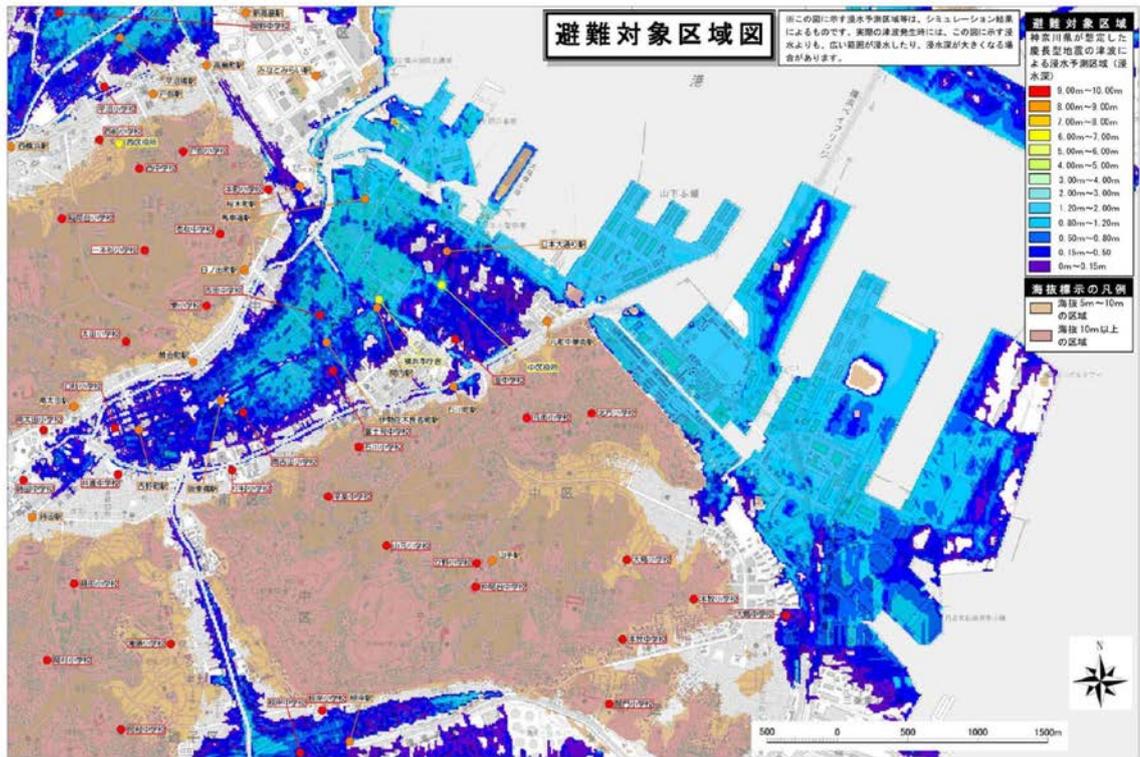
### 2 避難対象地域

避難対象地域は、神奈川県が想定した「慶長型地震」の津波による浸水予測区域と、更に河川遡上による影響を詳細に把握するため、本市が実施した検証において浸水の可能性があるとした区域を合わせた地域とします。

#### (1) 避難対象区域が含まれる町丁一覧

中区			
相生町1～6丁目	桜木町1～3丁目	万代町1～3丁目	真砂町1～4丁目
曙町1～5丁目	新港一・二丁目	日ノ出町1・2丁目	松影町2～4丁目
石川町1～5丁目	新山下一～三丁目	福富町仲通	港町1～6丁目
伊勢佐木町1～7丁目	末広町1～3丁目	福富町西通	南仲通1～5丁目
内田町	末吉町1～4丁目	福富町東通	南本牧
扇町1～3丁目	住吉町1～6丁目	富士見町	宮川町1・2丁目
太田町1～6丁目	千歳町	不老町1～3丁目	三吉町
翁町1・2丁目	千鳥町	蓬莱町1～3丁目	元浜町1～4丁目
尾上町1～6丁目	長者町1～9丁目	弁天通1～6丁目	元町3～5丁目
海岸通1～5丁目	豊浦町	本町1～6丁目	山下町
かもめ町	常磐町1～6丁目	本牧三之谷	山田町
北方町2丁目	錦町	本牧十二天	山吹町
北仲通1～6丁目	日本大通	本牧町2丁目	弥生町1～5丁目
黄金町1・2丁目	根岸町1～3丁目	本牧原	横浜公園
寿町1丁目	野毛町1・2丁目	本牧ふ頭	吉田町
小港町1～3丁目	羽衣町1～3丁目	本牧宮原	吉浜町
	花咲町1～3丁目	本牧元町	若葉町1～3丁目

(2) 慶長地震による中区の浸水深



### 3 津波避難場所

#### (1) 津波避難の基本

地震による大きな揺れを感じたり、津波警報などの情報を得たときは、区民自らが、直ちに避難することを判断し、海拔5m以上の高台又は鉄筋コンクリート若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造の頑丈な建物の3階以上を目安に避難することとします。

#### (2) 公共施設及び民間施設の津波避難施設への避難

避難施設に指定、又は避難施設として使用する協定を締結している公共施設及び民間施設に避難します。

## 防災コラム 7

### ～津波てんでんこ～

「津波てんでんこ」とは、東北地方の言葉で、「てんでばらばらに家族のことさえ気にせず一人で逃げる。」という意味ですが、実際には家族や仲間のことが気になり、なかなか「てんでばらばら」には逃げられないことも考えられます。

「いざという時は、それぞれで絶対に逃げる。」と、お互いに信頼し、避難に専念するためにも、普段から家族や職場内で避難場所や経路などを、しっかりと確認しておくことは大変重要です。



迎えに行かない、高台へ避難  
(釜石市の訓練)



鵜住居小学校と釜石東中学校児童・生徒の避難  
(平成23年3月11日)

※出典：東日本大震災 釜石市教訓集「未来の命を守るために」より

## 【中区津波避難施設（民間施設）】（指定緊急避難場所）

令和3年11月1日現在

	施設名	所在地	受入可能時間
1	エスカル横浜	山下町84番地	24時間365日
2	M.O.R. パーキング	長者町1丁目4番地3	24時間365日
3	学校法人横浜山手中華学園	吉浜町2番地66	8:30～17:00※
4	割烹蒲焼わかな（鈴木ビル）	港町5丁目20番地	11:00～21:00※
5	関内新井ビル	尾上町1丁目8番地	9:00～22:00（土日祝日及び12/29～1/3を除く）※
6	関内中央ビル（市庁舎側）	真砂町2丁目22番地	24時間365日
7	クロスゲート	桜木町1丁目101番地1	24時間365日
8	コンフォートホテル横浜関内	住吉町3丁目33番地	24時間365日
9	島忠ホームズ新山下店	新山下二丁目12番34号	10:00～21:00※
10	創価学会神奈川文化会館	山下町7番地1	9:00～21:00※
11	ダイワロイネットホテル横浜公園	山下町204番地	24時間365日
12	ナビオス横浜	新港二丁目1番1号	24時間365日
13	パーキング9 ヨシダ	長者町9丁目168番地	24時間365日
14	パーク600福富町	長者町9丁目176番地	24時間365日
15	ビューコート小港団地（UR都市機構）	小港町1丁目1番地	24時間365日
16	平山駐車場	福富町仲通42番地	24時間365日
17	ブリーズベイホテル	花咲町1丁目22番地2	24時間365日
18	ホテルJALシティ関内横浜	山下町72番地	24時間365日
19	ホテルニューグランド	山下町10番地	24時間365日
20	三菱重工業株式会社横浜製作所本牧工場	錦町12番地	24時間365日
21	メルパルク横浜	山下町16番地	24時間365日
22	モアレ山田町（UR都市機構）	山田町8番地2	24時間365日
23	横浜関内ビル	港町2丁目6番地	7:00～21:30※
24	横浜桜木町ワシントンホテル	桜木町1丁目101番地1	24時間365日
25	横浜パークプレイス	福富町東通3番地1	24時間365日
26	横浜平和プラザホテル	太田町5丁目65番地	24時間365日
27	横浜メディア・ビジネスセンター	太田町2丁目23番地	8:00～20:00（土日祝日を除く）※
28	ワークピア横浜	山下町24番地1	9:00～20:00※
29	タイムズステーション横浜山下町	山下町28番地	8:00～20:00※
30	横浜中央YMCA	常盤町1丁目7番地	月～土 7:00～21:30 日・祝日 7:00～18:30※
31	スーパーハリウッド伊勢佐木	伊勢佐木町3丁目107番地2	9:00～23:00※

32	産業貿易センタービル	山下町2番地	24時間365日
33	損保ジャパン日本興亜馬車道ビル	弁天通5丁目70番地	月～金 9:00～17:00
34	よこはま北仲ノット	北仲通5丁目57番地2	24時間365日

【中区津波避難施設（公共施設）】（指定緊急避難場所）

令和3年11月1日現在

	施設名	所在地	受入可能時間
1	大鳥中学校	本牧原22番1号	24時間365日
2	開港記念会館	本町1丁目6番地	9:00～22:00〔毎月第4月曜日（祝休日の時は翌日）及び12/29～1/3を除く〕※
3	横浜市役所	本町6丁目50番地10	24時間365日
4	海上保安庁横浜海上防災基地	新港一丁目2番1号	24時間365日
5	神奈川県横浜合同庁舎	山下町32番地	月～金 8:30～17:00※
6	市営ビューコート小港	小港町1丁目1番地5	24時間365日
7	市営不老町住宅	不老町3丁目15番地2	24時間365日
8	市営ベイサイド新山下住宅	新山下二丁目2番1号	24時間365日
9	職能開発総合センター	山下町253番地	月～金 8:30～17:15※
10	中区役所	日本大通35番地	24時間365日
11	中消防署	山吹町2番地2	24時間365日
12	本町小学校	花咲町3丁目86番地	24時間365日
13	本牧ふ頭総合ビル	本牧ふ頭1番地	24時間365日
14	本牧南小学校	本牧元町44番1号	24時間365日
15	港中学校	山下町241番地	24時間365日
16	横浜市研修センター	山下町72番地1	24時間365日
17	横浜市健康福祉総合センター (4・5・8・9・10階部分)	桜木町1丁目1番地	24時間365日
18	横浜税関 本関	海岸通1丁目1番地	8:30～17:45（土日祝日及び12/29～1/3を除く）※
19	横浜税関 本牧埠頭出張所	本牧ふ頭2番地	8:30～17:45（土日祝日及び12/29～1/3を除く）※
20	横浜税関 山下分庁舎	山下町279番地1	8:30～17:45（土日祝日及び12/29～1/3を除く）※
21	横浜第2合同庁舎 (財務省横浜財務事務所管理)	北仲通5丁目57番地	24時間365日
22	神奈川県庁本庁舎	日本大通1	8:30～17:15（平日） (上記以外の時間でも可能な範囲で受け入れ可能)※
23	神奈川県庁新庁舎	元浜町1丁目3番地	8:30～17:15（平日） (上記以外の時間でも可能な範囲で受け入れ可能)※
24	横浜吉田中学校	羽衣町3丁目84番地	24時間365日

※ 休館日を除く